

要確認

農業者の皆さまへ

作業機を装着したトラクターの幅が1.7m を超える場合、公道走行に大型特殊免許 (農耕限定可)が必要です。

道路交通法の改正により、作業機を装着した状態での公道走行が可能となりましたが、以下の要件のいずれかに該当する場合は、公道走行をする場合に大型特殊自動車免許(農耕限定可)が必要です！

※ 車両総重量750kgを超えるトレーラのけん引は大型特殊免許の他に「けん引免許」が必要です。

◎トラクターに作業機を装着した状態で

- ① 全長が 4.7m を超える
- ② 全幅が 1.7m を超える
- ③ 全高が 2.0m を超える (キャビン付 2.8m)
- ④ 最高速度が 15km/h を超える



一つでも該当すると大型特殊自動車免許が必要です。

※該当しない場合でも、灯火器類や安全性の確認が必要です。

◎上記の要件を満たしているかわからない場合 該当の農業機械を購入した販売店へご確認ください。

ご注意ください!!



大型特殊自動車免許(農耕限定可)が必要なトラクターを運転免許を保有しない状態で運転してしまった場合は、無免許運転となり、50万円以下の罰金、運転免許の取消となります。

※免許取得は自動車学校での取得や農業短期大学(矢吹町)で研修を受け、免許センターで取得する方法があります。なお、詳細につきましては、下記のお問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先:本宮市役所 産業部農政課 ☎0243-24-5385